

取 扱 店 募 集

商品券の概要	
<p>物価高騰等の影響により市内の消費活動の低迷が続いています。そのような状況の下、志摩市では消費を喚起して市内事業者の売上向上を応援するため、市内店舗等で使える「しまスマイル商品券（以下、「本商品券」とする。）」を販売します。つきましては、本商品券を利用できる取扱店を募集します。</p>	
①商品券名	しまスマイル商品券
②実施主体	志摩市（受託者：志摩市商工会）
③商品券内容 （1冊あたりの構成）	額面総額 6,000 円（うちプレミアム分 4,000 円） @2,000 円/冊で販売 【1冊⇒1,000 円券×6枚綴り】
④商品券利用期間	令和6年7月1日（月）～10月31日（木）
⑤発行予定冊数	45,500 冊 1人1冊購入可能
⑥商品券利用範囲	志摩市内の取扱店登録店舗等で利用可能 ※利用不可・・・不動産や金融商品、たばこ、商品券やプリペイドカードなど 換金性の高いもの、国税、地方税や使用料などの公租公課等
⑦換金方法	利用された商品券を指定した商品券換金票に記入し、市内金融機関（予定）にて換金
⑧換金手数料	なし
⑨取扱店登録申込方法	裏面の取扱店登録申請書を郵送または志摩市商工会本所 2F 窓口へお持ちください。【電話及びFAXでの受け付けはいたしません】 ※受付確認後にて、6月中旬ごろに取扱店要項、換金票等を郵送します。
⑩取扱店登録締切	令和6年5月1日（水）から5月17日（金）必着 上記期日までにお申込みの店舗等は、商品券購入時に配付する取扱店一覧に店名を掲載します。その後も随時受け付けますが、 <u>商品券引換時に配付する取扱店一覧には掲載されませんので予めご了承ください。</u> 志摩市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに登録申込書の提出をお願いします。
⑪その他	商品券の利用は、消費者を対象とし、事業者間取引は対象外とします

主な取扱店登録資格

以下の条件を全て満たす事業者とします

- ①志摩市内に店舗・事業所を有する事業者であること
- ②小売業、飲食業、宿泊業、サービス業、建設業、製造業等を現在営んでいること
（但し、風俗・娯楽等一部業種を除く） ※幅広く募集しています

★取扱店募集に関するお問い合わせは……志摩市商工会 TEL：0599-44-0700

※『しまスマイル商品券に関すること』は、志摩市役所経済課（Tel44-0010）へお問合せください

～裏面もご覧ください～

しまスマイル商品券

取扱店登録申請書 兼 誓約書

私(当社)は、しまスマイル商品券の取扱登録店として申込みます。また「しまスマイル商品券取扱登録店募集要項」の記載事項を遵守し、公正な取引をすることを誓約します。

フリガナ			
店舗名 ※参加店舗一覧表に 記載されます			
フリガナ			
担当者氏名			
フリガナ			※いずれかに○をして下さい
商号・法人名 代表者氏名			商工会員
			会員外
事業所所在地	〒 志摩市		
郵便物 受取先	※事業所所在地と同じ場合は(同上)と記入		
連絡先	TEL	FAX	
営業種目	(主なものに○で囲んで下さい) ①小売業 ②飲食業 ③宿泊業 ④サービス業 ⑤その他()		

◆◆◆ 本用紙を郵送または志摩市商工会までお持ちください ◆◆◆

商工会が受付日を記入した本用紙の返信をもって受付完了とします。(郵送の場合)
返信がない場合は事務局までお問い合わせください。

事務局(郵送先) 志摩市商工会
〒517-0501
三重県志摩市阿児町鵜方 5012
0599-44-0700

